

§ 1 .はじめに

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災の救援、復興過程において、ボランティア活動が大きく注目されたことを受けて、ボランティアや市民が活動しやすい環境づくりが必要であるとの気運が高まり、市民活動団体に法人格を付与する法律として特定非営利活動促進法、いわゆる N P O 法が平成 10 年 12 月に施行された。これにより、法人格を持たずに任意団体として活動してきた市民活動団体が法人格を得て、より活発にその活動を実践できるようになった。しかし、N P O 法人等による市民活動はスタートしたばかりで、市民活動に対しては様々な支援が必要であるとの認識のもと、拠点整備、情報発信、助成金等の支援が行われてきた。

滋賀県では、古くは昭和 50 年代のせっけん運動のような市民活動の高まりがあり、最近では、平成 18 年度の社会生活基本調査においても全国で非常に高いボランティア参加率を誇り、市民活動が活発な県であることがうかがえる。県域で市民活動を支援するセンターとして財団法人淡海文化振興財団(愛称:淡海ネットワークセンター。以下、「淡海ネットワークセンター」という。)が設立されたのは平成 9 年 4 月で、全国的に見ても非常に早い時期から市民活動の支援を実施してきている。平成 9 年当時、県内に市民活動を支援する機関はほとんどなく、淡海ネットワークセンターが県内の市民活動団体の水先案内として市民活動の支援に積極的に関わってきたところである。また、県では平成 11 年に「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」を策定し、これに基づき、淡海ネットワークセンターとの役割分担をしながら、市民活動の促進に努めてきた。その後、淡海ネットワークセンター設立から 10 年以上が経過し、市民活動を取り巻く状況も当時とは大きく異なり、市民活動団体の活動分野も多岐に渡り、それぞれが高度化・専門化してきている状況にあると同時に、市町域等身近なところで市民活動団体を支援する市民活動支援センターも少しずつ設立され、支援の主体も多様化してきている。

この 10 年間に N P O 法人は 400 を超え、法人格を持たない市民活動団体を含めるとさらに多くの市民活動団体が県内で様々な活動を展開するようになってきている。一方で、市民活動団体が活躍するフィールドの一つである「地域」に目を向けると、「地域力」の低下等の課題が顕在化してくる中で、市町村合併の流れを受けて、行政と地域が協働で自主的なまちづくりを推進しようとする「まちづくり協議会」等の自治会よりも広い範囲の自治組織を創設するといった動きが出てきている。

また、新しい地域運営のキーワードとして「協働」の視点が不可欠のものとなってきており、「新たな公共」を担う主体としての市民活動団体に対する支援と併せて「協働」という手段によってともに公共サービスを担うパートナーとしての市民活動団体を支援していくという考え方も広がりつつある。

これらを踏まえ、今一度、行政が直接的に、または間接的に実施する市民活動支援のあり方について考え直し、「市民の自発的な活動」に対してどういう支援ができるのか、真に求められている支援は何なのかを明らかにした上で、今後の支援を実施する必要性があることから、滋賀県と淡海ネットワークセンターが事務局を持ち、「市民活動支援を考える研究会」を立ち上げ、その支援の対象・支援内容・支援主体等について計 8 回の検討を行った。その検討においては、現状の分析に加え以下の 2 つの項目を大きな柱とした。

- N P O に対するアンケート等から見た市民活動団体のニーズに対応した支援を継続するための
市民活動団体の組織運営基盤強化
- 協働をキーワードとする時代における市民活動支援を実施するための
市民活動支援と協働の推進

この 2 つの柱を軸に、滋賀県におけるこれからの市民活動の支援のあり方について検討を行った。